

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

## 相模原市条例第 6 6 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第 1 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年相模原市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8」を「第 2 4 3 条の 2 の 9」に改める。

(相模原市下水道事業の設置等に関する条例及び相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(1) 相模原市下水道事業の設置等に関する条例(平成 2 4 年相模原市条例第 9 1 号)第 8 条

(2) 相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和元年相模原市条例第 3 8 号)第 8 条

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。